

協議事項 2

20町総総第22号

2020年4月7日

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市長 石坂 丈一



地方自治法第180条の2の規定に基づく学童保育クラブ運営事務の
補助執行について（協議）

2020年4月7日から5月6日の期間における小学校の臨時休校を受け、町田市の学童保育クラブでは同期間に臨時で1日保育を実施することになりました。臨時の1日保育を実施するにあたり、放課後児童支援員の配置が不足する学童保育クラブについては、子どもセンターに配属している市職員である児童厚生員が応援に入る体制を整えております。

しかしながら、その対応をもってしても「町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」第10条に定めた職員配置基準を満たす配置体制がとれない学童保育クラブが生じます。

つきましては、学校運営に支障のない範囲で、学校職員を学童保育クラブの応援業務に従事させていただきたく、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議いたします。

記

1 対象の学童保育クラブ
公設の学童保育クラブ43か所

2 依頼期間

2020年4月13日(月)から2020年5月1日(金)のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く、月曜日から金曜日まで

※ 小学校の臨時休校が延長された場合は、2020年5月29日まで

3 依頼時間帯

午前8時30分～午後2時のうち、人員配置が不足する時間帯

4 必要な資格等

資格等は必要ありません。

5 業務内容

遊び時間や学習時間、昼食時間等における児童の見守り。

※ 通常の保育や、各プログラム等の遂行は、学童保育クラブの放課後児童支援員が担います。

6 その他

対象の学童保育クラブや日時等につきましては、別途依頼を出させていただきます。

【連絡先】

子ども生活部児童青少年課学童保育係
担当、村山・小林 内線 3542